

規制改革推進会議
第4回 行政手続部会
説明資料



平成28年11月15日
内閣官房IT総合戦略室

目次

- 行政手続IT化について 2
- マイナンバー制度について 7
- 今後の取組（規制制度改革ワーキングチームについて） 20

行政手続IT化に係る経緯（1/3）

- IT戦略本部は、2001年の創設時より、行政手続のIT化を推進。当初は、「すべての行政手続」のオンライン化を推進。
- しかしながら、オンライン利用率の低迷、そもそも申請実績のほとんどない手続までシステムを構築するなどの状況を踏まえて、2008年ごろから利用促進に向け重点化した取り組みを推進する一方、2012年を中心に一部システムを停止。

■ e-Japan戦略（2001年1月 IT戦略本部決定）

「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」。

○「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続オンライン化法）成立（2002年12月）

- ・法令上紙面で行うこととなっている手続に関し、オンラインでも可能に。（適用除外は、別表に列挙）

○各府省「行政手続等の電子化の推進に関するアクションプラン」策定（2002年）

⇒ 国の申請・届出等の96%（13,719手続）がオンラインで利用可能に（2005年）



■ IT新改革戦略（2006年1月 IT戦略本部決定）

「オンライン利用促進対象手続について、2010年までにオンライン利用率50%以上を達成する。」

○オンライン利用拡大行動計画（2008年9月 IT戦略本部決定）

- ・ これまでの取組を抜本的に見直し、利用頻度の高い71手続に重点化し、オンラインの利用促進策に集中的に取り組む。
- ・ 利用率が極めて低調で改善の見込みがない手続については、システム停止を検討するなどメリハリの利いた対応を行う。

■ 新たな情報通信技術戦略（2010年5月 IT戦略本部決定）

「行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画をとりまとめる。」

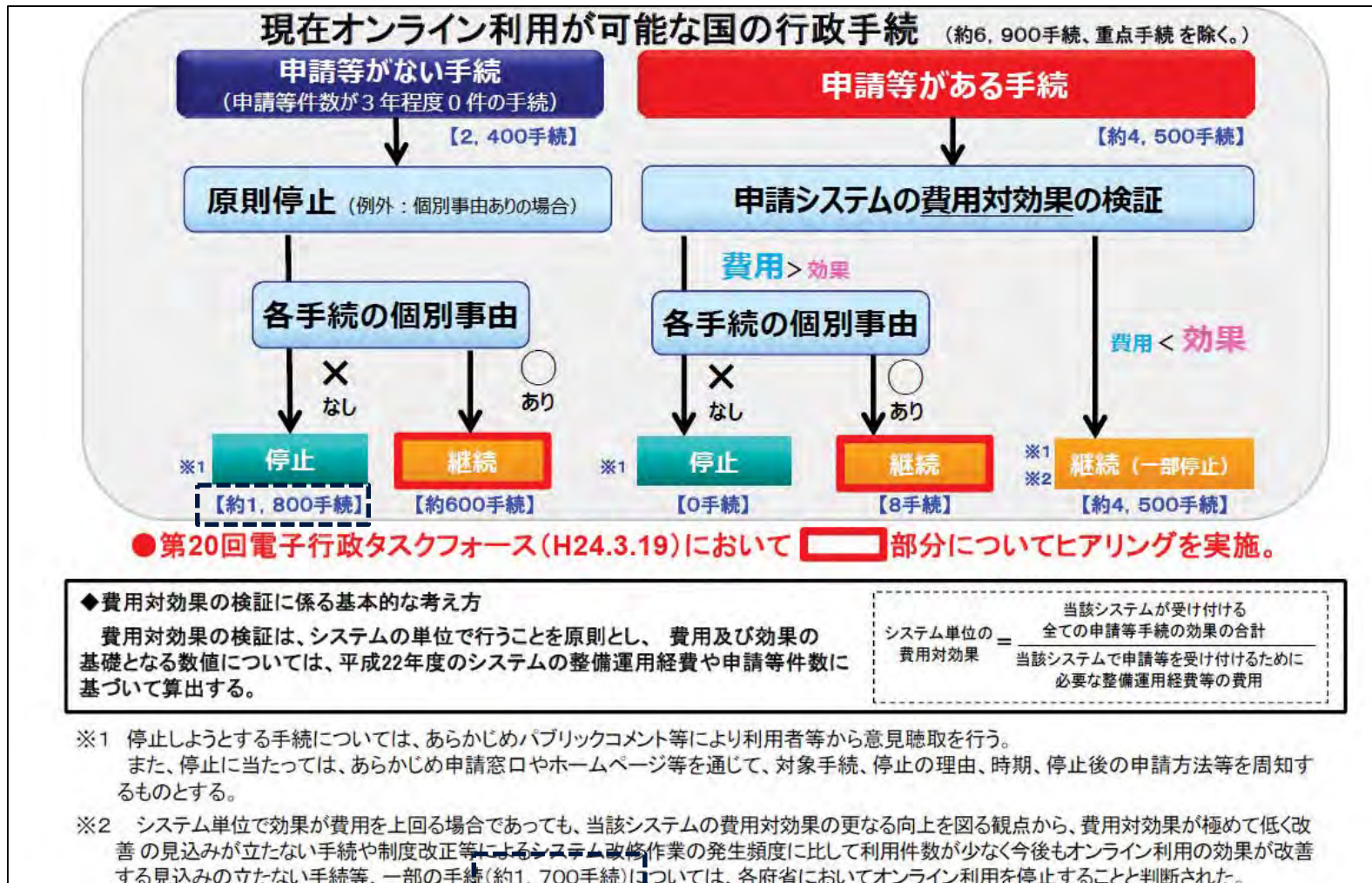
○新たなオンライン利用に関する計画（2011年8月 IT戦略本部決定）

- ・ オンライン利用の範囲の更なる見直し
- ・ 重点手続を中心に、サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善
- ・ 重点手続を対象とした業務プロセス改革の推進【2011年度～13年度】

⇒ そもそも申請実績のない手続など費用対効果を考慮し、約3500手続をオンライン利用を停止（2012年）

行政手続IT化に係る経緯 (2/3)

- 2011年～2013年にかけて、オンライン利用が可能な手続全体について、費用対効果等を検証し、また、パブリックコメント等を経た上で、そもそもの申請のない手続のシステムを停止するなどオンライン利用の範囲の見直しを実施。(2012年に約3,500手続の停止を判断)



行政手続IT化に係る経緯 (3/3)

- 2013年に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、行政手続のIT化に関し、利用者の中心のサービス設計を行うものとし、オンライン手続の利便性向上に向けた改善の促進を推進。

■ 世界最先端 I T 国家創造宣言 (2013年6月 I T 戦略本部決定)

「オンラインサービスの設計に当たっては、利便性の向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。」

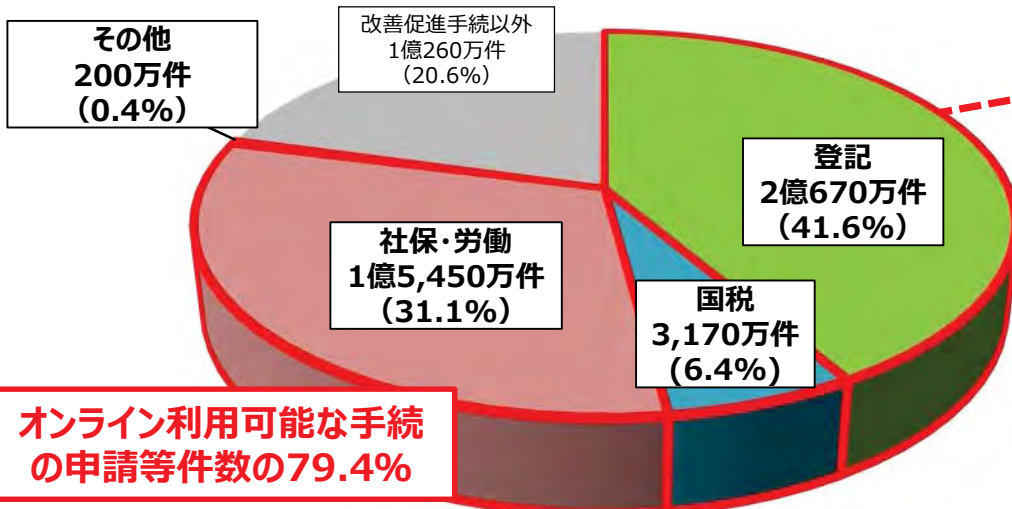
○ オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針 (2014年4月 各府省C I O連絡会議決定)

- 利用者の意見・要望の把握 (各省庁、総務省)
- 改善促進手続の選定、「共通取組事項」を踏まえた、利用者の満足度等の指標を含む各府省による「改善取組計画」の策定
- 課題解決に向けた府省横断的な情報共有・検討
- 全数調査の実施 (2015年6月、2016年6月)
- オンライン化されていない手続、法令上オンラインが認められていない手続を含め、全体像を把握。

< 共通取組事項 >

- 添付書類の提出の省略等の「オンライン手続に係る負担軽減」
- 処理の迅速化等の「オンラインによる処理の見直し」
- A P I の開発等による「受付システムの利便性向上」
- 窓口におけるオンライン利用の勧奨等による「普及・啓発等」

オンライン利用可能な手続における「改善促進手続」(57手続)の位置づけ



- #### < 改善促進手続選定の考え方 >
- ◆ 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
 - ◆ 100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

分野別の改善促進手続数				
登記	国税	労働 社会 保険 ・	自動車 登録	その他
5	15	32	1	4

オンライン利用可能な手続の申請等件数の79.4%

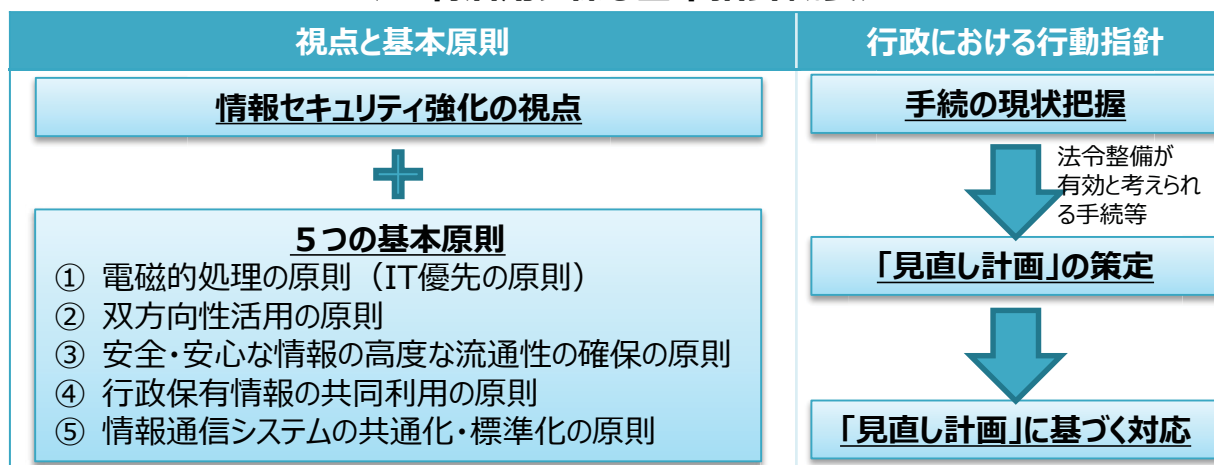
オンライン利用が可能な全ての手続 (約2,700手続) の年間申請等件数 : 4億9,750万件

(注) 「平成26年度における行政手続オンライン化等の状況」より作成

IT利活用に係る基本指針と全数調査

- こうした中、2015年6月、IT利活用の進め方に関する基本的な考え方をとりまとめた「IT利活用に係る基本指針」を策定。
- また、行政手続・民間取引のIT化の状況を網羅的に把握するため、「法令等により書面による保存、交付等が規定されている手続等の調査（全数調査）」を2015年6月及び2016年6月に実施し公表。

＜IT利活用に係る基本指針概要＞



＜全数調査の結果概要＞

分類	総手続数	法令上オンライン化が可能な手続		法令上オンライン化が不可な手続	
		オンライン化実施中手続	オンライン化実施していない手続		
行政手続	官－民等	19,329手続	8,040手続	11,092手続 ※うちオンライン化を停止した手続：4,438手続	197手続（1.0%）
	地方－民等	14,160手続	9,850手続		4,310手続（30.4%）
民間取引	民－民	3,005手続	2,684手続		321手続（10.7%）

※そもそも紙・オンラインを問わず申請件数の少ない手続等について、費用対効果を考慮し、オンライン化を停止。
一方、申請件数の多い手続等について、重点的にオンライン利用を促進。

IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン

- 2013年12月、IT総合戦略本部は、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続を含めて、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、28項目の対処方針からなる「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革アクションプラン」を策定し、以降、年2回フォローアップ。

行政手続き関連

<本人確認手続の見直し>

- 政府のオンライン行政手続における本人確認手続の見直し
- ID連携による制度間の本人確認の合理化
- 個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大

○ 新たに検討された項目：	12
○ 以前に検討された項目で、改めて期限設定 もしくは内容の詳細化等がなされた項目：	7
○ 規制改革会議で対応した項目：	9

<その他>

- 登記情報の共有化、添付書類省略
- 自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡充
- 道路占有手続の簡素化・統一化
- 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化
- 建築確認申請の電子化
- 公的機関からの電子的手段による通知の促進
- 地下街等閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化

民間取引関連

<対面原則の見直し>

- 高等学校での遠隔授業の正規授業化
- 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し
- 国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用

<書面による保存、提供が規定されている制度の見直し>

- 株式会社の事業報告等のウェブ開示
- 電子的な手法による労働条件の明示
- 国税関係帳簿の電子化保存に関する規制の見直し
- 教科書の電子化
- 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和
- E-文書法の再徹底

<テレワークの推進>

- ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し
- 「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み
- 労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化
- 在宅勤務と育児休業を両立するための給付金支給規定の改定
- 遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し

<その他>

- 旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進
- クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し
- 金融機関における外部委託先の監督についての明確化
- 現況地形及び施工図の3D化・配信の推進

(注) 「行政手続関連」と「民間取引関連」は、IT総合戦略室において分類（両方の側面があるものについては、適宜分類。）